第4次青森県消費生活基本計画評価指標の状況

評価指標	指標内容	目標(R8)	現状(R4)	参考(R3)
消費生活センター及び 消費者ホットラインの認知度	県民が気軽に消費生活相談を利用できる よう、消費生活センターの存在と、消費者 ホットライン「188」について、多くの県民 に認知されることを目指します。	消費生活センター 80.0%	消費生活センター 62.4%	消費生活センター 65.3%
		ホットライン 80.0%	ホットライン 46.4%	ホットライン 48.0%
消費者安全法に基づく消費者 安全確保地域協議会設置市町 村の県内人口カバー率	地域におけるきめ細かな見守り体制を構築するため、消費者安全法に基づく「消費者安全法に基づく「消費者安全確保地域協議会」を全市町村において設置することを目指します。	100.0%	63.2%	43.9%
相談員の資格保有率	消費生活センターの相談員の相談能力向 上のため、消費者安全法等に基づく消費 生活相談員資格の保有率を高めます。	75.0%	63.0%	40.7%
相談員の研修参加率	消費生活センターの相談員の相談能力向 上のため、国等が実施する研修にすべて の相談員が参加することを目指します。	100.0%	96.4%	88.9%
消費者啓発事業への年間参加 者数	自立した消費者の育成等に向けて県や市町村、各種団体等が実施する消費生活に関する各種啓発事業について、一人でも多くの県民の参加を目指します。	対前年度増	21,484人	15,165人
若年者(20歳未満)の 消費生活センター及び 消費者ホットラインの認知度	若年者が気軽に消費生活相談を利用できるよう、消費生活センターの存在と、消費者ホットライン「188」について、多くの若年者に認知されることを目指します。	消費生活センター 80.0%	消費生活センター 27.2%	消費生活センター 37.2%
		ホットライン	27.270 ホットライン	カットライン
		80.0%	40.3%	46.5%
消費者教育教材「社会への扉」 等を活用した実践的な消費者 教育の実施率	成年年齢引下げに伴う、若年者への消費 者教育について、県内すべての高等学校 等での実施を目指します。	100.0%	88.6%	88.9%
エシカル消費の認知度	SDGsの実現に向けた消費生活の推進 のため、多くの県民に認知されることを目 指します。	30.0%	7.1%	5.6%